

大市会第284号  
平成28年12月13日

大阪市会議員  
武 直樹 様

大阪市会議長  
木下 誠



答弁書の送付について

去る12月6日付で貴君より提出のあった質問主意書に対し、市長より別紙のとおり答弁書が提出されたので、その写しを送付します。

## 空家等対策計画の今後の取り組みについて

大阪市は、空き家数は約28万戸、空き家率は17.2%と全国平均の13.5%と比べて高い水準にあり、利用・流通に供されていない「その他の空き家」が、7.4万戸と増加傾向となっています。特に、空家率の高い西成区・東住吉区（23.8%）、生野区（22.4%）については、老朽木造住宅が多いことがその一因となっていると考えられます。

また、国の調査によると、現在は空家となっている住宅の取得経緯としては、相続が52.3%と最も多く、本市に通報があった老朽危険家屋の管理不全要因でも、「所有者が遠方」、「相続人が不存在」、「相続人が複数いるため、意思統一が出来ていない」などが多く見られるということです。

こうした課題に対応するために、空家法に基づき、平成27年12月に関係条例を制定し、大阪市空家等対策協議会を設置したところであり、このたび、行政、地域、専門家団体等が連携して、総合的な空家等対策を効果的・計画的に推進するとともに、本市の空家等対策の方針や具体的な取り組み等を市民へ周知するために、「大阪市空家等対策計画」を策定したとのことです。

本計画では、空家等対策の基本的な方針として、次の3点を掲げています。

- ① 区役所を拠点として、地域や専門家団体等と多様な連携を図り、空家等対策に取り組む。
- ② 安全・安心なまちづくりの観点から、特定空家等対策を重点課題として取り組む。
- ③ 空家等の活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げる。

今後、この基本方針に基づき地域の実態に応じて各区でアクションプランの策定などを行い、具体的な取り組みを進めていくことであり、私としても、特定空家等対策を進めるとともに、使える空家は利活用し、地域の活性化、まちの魅力につなげていくべきだと考えています。

地域においては、住民の急速な高齢化や子供の貧困問題などが大きな課題となる中、空家等対策協議会でも議論されていたように、空家も活用しながら、子供たち・高齢者等の居場所づくりを進めることができることがより一層重要となります。この点についてどのように考えているかお答えください。

また、私自身も地域・NPO・専門家・区役所などと連携し、試行錯誤しながら空家等対策について課題を整理してきました。その中で明らかになってきた課題の一つが、地域に貢献するのであれば空家を貸してもよいという所有者の方と、一定の「場所」を必要としていてもなかなか適当な場所が見つからないという団体・NPO等をつなげるマッチングです。こうしたマッチングは民間だけで解決することは難しく、例えば中間支援組織が支援する仕組みなど、公共の関与も必要であると考えます。

さらに、利活用にあたっては、初度経費としてのリノベーションの設計費や改修費補助など支援施策の創設と、アーティストの拠点やものづくりの場、民泊への活用なども含めたメニュー化が必要であると考えます。

現在の空家等対策計画における市の実施体制では、関係局のそれぞれの既存施策に分かれて対応するように見受けられるので、今般、各区のアクションプランの策定にあたり、空家等の利活用にかかる支援施策を総合的に取りまとめるなど、区長会議の部会も活用し検討していただきたいと考えています。

こうしたマッチングの問題や空家等の利活用に向けた支援施策の創設など、部局を横断した施策の総合的な進め方について、市としての考え方をお答えください。

## 大阪市空家等対策計画の今後の取り組みについて

大阪市の空家率は全国的にも高く、空家が多くを占める老朽危険家屋の通報件数も増加するなど、地域で空家の問題が顕在化していることを踏まえ、昨年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、学識経験者や専門家、NPO等により構成される空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の策定に向けた検討・協議を進め、本年11月30日に同計画を策定したところです。

本計画における基本的な方針として、空家等対策の推進にあたっては、区役所を拠点に地域や専門家団体等と多様な連携を図ることとし、特定空家等対策を重点課題として取り組むとともに、空家等の活用を促進して地域の活性化等に繋げることとしております。

空家は、人が集い、住み、働く場所として活用することにより、良質なストックとして地域資源にもなるものであり、区役所等と、地域のNPOや専門家、事業者等で連携して、空家所有者等からの相談にきめ細やかに対応するとともに、まちづくりの一環として、空家や空き店舗等を活用した地域活性化に取り組み、まちの魅力向上等に繋げることは重要であると認識しております。

そのため、大阪市空家等対策計画においても、具体的取組の一つとして、「福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進・支援の検討」を位置づけており、今後、関係局と区役所とで連携し、空家等を活用し、高齢者や障がい者、子育て世代等の集いの場づくりの可能性について検討してまいります。

また、現在、本市の各部局等で実施している空家の利活用に係る各種施策につきましては、各区役所の相談窓口においても、相談内容に応じて空家所有者等に情報提供をしております。

今後、大阪市空家等対策計画や、これから各区で作成するアクションプラン等に基づき、特定空家等への対策をはじめ、空家等の適正管理や利活用などについて、大阪市空家等対策協議会を中心に、各区役所と関係局とが一層の連携を図りながら、検討や進捗管理を総合的に進めてまいります。

## 大阪市の福祉事業に関する委託のあり方について

少子高齢化社会を迎え、社会福祉の課題はますます複雑化・多様化・深刻化しており、行政のそれぞれの担当部署のみでの支援が難しい事案が増加し、さらに、行政だけでなく、医療、福祉、保健、住まいなどの多様な専門分野、地域住民、様々な活動主体が協働して取り組まなくてはならない課題が明らかになってきています。

こうした課題の解決に向けては、各分野の専門性を担保し、継続的な支援体制を構築していく必要があると考えています。

一方、大阪市では、「民間にできることは民間に」ということで、社会福祉事業における専門性の高い分野であっても、原則公募による委託事業としていますが、この点について、事業の専門性・継続性の担保の点から危惧していることがあります。

例えば、医療面での対応や障がい者などの要援護者への対応など、一定の専門性が求められる事業については、委託を受けたその日から実施できるというものではなく、特に、多様な関係機関・団体とネットワークを構築しながら、コーディネートを行って総合的に課題を解決していく事業は、大変な力量が必要であり、様々な活動主体との信頼関係構築にもある程度時間がかかります。

しかしながら、委託にあたっては契約期間が設定され、公募により事業者を選定する現状では、事業者側は先を見通して正職員を採用することをためらい、現場は短期雇用の職員が増え、今後、サービスの担い手である民間事業者において、専門性の維持や、継続的な支援体制の構築が困難になっていくのではないかと懸念しています。

実際、公募しても応募がなかった事例もあり、その間、事業がとまっている状態ということもありました。

行政の責任で行うことを、委託という形で民間に任せているわけですが、社会福祉事業における特に専門性の高い事業においては、専門性の担保や継続的な支援体制の構築という意味でも、福祉課題の解決という目的達成の意味でも、委託のあり方について、委託側の都合だけではなく、受託側の状況はどうなっているのか、大阪市として検証する必要があると実感しています。

先ほどの事業者の応募がなかった件についても、その理由にもよると思いますが、民間で行なうことが無理であるということであれば、一部直営で行なうことも必要だと考えます。

そこで、今後も複雑化・多様化・深刻化が懸念される福祉課題の解決に向けては、専門性の担保と継続的な支援体制の構築が不可欠であり、そのためには、サービスの担い手側の視点に立って、行政としての委託のあり方について改善が必要であると私は考えますが、これらの状況についての現状認識と、今後の福祉事業の委託のあり方について、市としての考え方をお答えください。

## 大阪市の福祉事業に関する委託のあり方について

本市においては、官民連携の推進の観点から、官民の最適な役割分担のもと、官が担っている事業を民間が担うことにより、コスト削減とサービス向上が期待できるものは積極的に民間活力の活用を推進しています。

福祉事業におきましても、この方針のもと基本的に業務委託を採用していますが、事業実施には非常に高い専門性を必要とすることから、事業者の選定にあたりましては、最低の価格をもって申し込みをしたものと契約の相手方とする一般競争入札によることなく、業務の企画・実施方針等の最も優れた提案者を採用する「公募型プロポーザル方式」により事業者を決定するなど、事業の性質や目的に応じた最適な手法を選択しています。

また、専門性の担保や継続的な支援体制の構築は重要と考えており、専門的な人材の確保が必要となる事業等につきましては、受託可能な事業者からの意見を聴取し、長期継続契約による複数年の契約の採用や、事業者決定から事業開始までの準備期間として十分な期間を確保するなど、事業者が応募しやすいように工夫しています。

今後とも、福祉事業の委託を行う際には、公平性・透明性・競争性を確保しつつ、必要に応じ事業者からその業務を受託するにあたっての課題を聞き取るなど、丁寧な対応を行ったうえで公募を実施することで、各分野の専門性や継続的な支援体制を確保し、質の高いサービスの提供につなげ、住民の福祉の向上に努めてまいります。